

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月30日（平成29年（行情）諮問第204号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行情）答申第379号）

事件名：性的マイノリティーの研究計画書及び成果物の不開示決定（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「性的マイノリティーの研究計画書，成果物」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年4月7日付け厚生労働省発総0407第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求者」という。）は，平成29年1月23日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「性的マイノリティーの研究計画書，成果物」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が平成29年4月7日付け厚生労働省発総0407第2号により不開示決定（原処分）を行ったところ，請求者はこれを不服として，同月17日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「性的マイノリティーの研究計画書、成果物」に関して行われたものである。

(2) 原処分 of 妥当性について

処分庁は、本件審査請求に係る開示請求を受けて、厚生労働省において、研究事業分野に関する施策を取扱っている大臣官房厚生科学課に対し、請求者が求める文書の有無を確認したが、該当する計画書、成果物はなかった。

加えて、性的マイノリティーに関係する施策を実施する可能性のある部局（医政局、健康局、医薬・生活衛生局、労働基準局、職業安定局、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、政策統括官）にも同様の確認を行ったが、該当する研究計画書、成果物はなかった。

このため、処分庁は開示請求者に対し、開示請求対象行政文書を具体的に特定できるよう、「請求する行政文書の名称等」について補正を求めたが、期限までに回答はなかった。

これらの原処分に係る経緯を踏まえると、開示請求対象行政文書の特定及び探索のために必要な手続は尽くされていると考えられ、最終的に不開示とした処分庁の判断は、諮問庁としても是認できるものである。

以上より、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を保有している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記（2）のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 同年12月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「性的マイノリティーの研究計画書、成果物」（本件

対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を保有していないことについて、理由説明書(上記第3の3(2))において、以下のとおり説明する。

処分庁は、本件審査請求に係る開示請求を受けて、厚生労働省において、研究事業分野に関する施策を取り扱っている大臣官房厚生科学課に対し、審査請求人が求める文書の有無を確認したが、該当する計画書、成果物はなかった。

加えて、性的マイノリティーに関係する施策を実施する可能性のある部局(医政局、健康局、医薬・生活衛生局、労働基準局、職業安定局、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、政策統括官)にも同様の確認を行ったが、該当する研究計画書、成果物はなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、更に説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

大臣官房厚生科学課及びその他の性的マイノリティーに関係する施策を実施する可能性のある部局において、本件対象文書の保有の有無について確認させた際には、当該部局の書庫等の探索も含めて確認させており、その結果、いずれの部局においても、本件対象文書は、作成も取得もされていないことが確認できたものである。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は、妥当であると考える。

(3) 本件対象文書を保有していないとする上記(1)及び(2)の諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められず、諮問庁が行ったとする探索の範囲、方法も不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子